



CANADA TSUGA

E120 & E120-F330



建築基準法の改正により
新たに木材の仕様書が必要になりました
強度基準が明確な等級材が安心です

2007年6月20日の建築基準法の改正により、建築確認申請に必要な設計図書として、新たに木材の仕様を記載した「使用構造材料一覧表」の提出が求められるようになりました。木造二階建て（4号建築物）については確認特例があり、「設計士が設計したもの」については「使用構造材料一覧表」を含めた大部分の図書の省略が可能となっています。この特例は2008年末以降に見直される予定で、以後は木造二階建てでも「使用構造材料一覧表」を含めた新たな設計図書の提出が必要となります。

「使用構造材料一覧表」には、規格や等級を記載することになります。しかし、記載された等級材が市場にあまり出回っていない可能性もあります。法改正によって申請図書の訂正が難しくなったため、指定された製材が入手できない場合は業務に影響が出ることも予想されます。同じ樹種でも格付や等級によって基準強度が異なることから、在庫状況やコストなど、設計者と木材業者の事前の打ち合わせが重要になります。

等級材は、構造計算にかけやすく、格付けによって品質が担保されているという特徴があり、集成材同様に安心して使える木材として見直す機会となります。なかでもカナダツガE120、E120-F330は、基準強度や曲げヤング係数といった基本性能が高いだけでなく、流通量が多く入手しやすい等級材です。建築基準法令の改正に対応した、安心して使用できる木材です。



木材の種類や性能を明示した「仕様書」が求められます

新たに必要となる申請図書

今回の建築基準法改正では、建築確認に提出する申請図書の種類や明示すべき事項が見直され、木造軸組工法住宅は「使用構造材料一覧表」の提出が必須となりました。木造二階建て住宅（4号建築物）についても、特例を除いて右表にある新たな図書の提出が求められるようになります。

従来から必要な図書	新たに必要となった図書	
付近見取図	床面積求積図	接合金物図面
配置図	2面以上の立面図	2面以上の軸組図
各階平面図	2面以上の断面図	構造詳細図
使用建築材料表	地盤面算出表	使用構造材料一覧表
室内仕上表	基礎伏図	基礎・地盤説明書
立面図	各階床伏図	施工方法等計画書
	小屋伏図	壁量計算書

（日本住宅・木材技術センター「木造軸組工法住宅の改正建築基準法における建築確認申請対応の解説」）

使用構造材料一覧表の記載内容

構造計算が必要な建物の確認時に提出する構造計算概要書について、日本住宅・木材技術センターが記載例として「構造計算概要書の記載事例（木造軸組構法）」を公開しています。この中で、右のような使用構造材料一覧表を示しています。材料の種類と使用部位を明記し、構造詳細図などとの整合性が審査されます。4号建築物の使用構造材料一覧表については、確認の特例により「添付を要しない図書」に分類されているため、いまのところ公的機関などからはその記載例は公表されていません。

材料	規格	等級	樹種	使用部位	備考
構造用集成材	構造用集成材の JAS	E120-F330 使用環境 1	おうしゅうあかまつ	小屋梁、床梁、胴差等	対称異等級構成
構造用集成材	構造用集成材の JAS	E105-F345 使用環境 1	おうしゅうあかまつ	柱、小屋束	同一等級構成
構造用製材	針葉樹の構造用製材の JAS	E110	べいまつ	甲乙梁、母屋	含水率 SD20
構造用製材	針葉樹の構造用製材の JAS	E90	ひのき	土台	含水率 SD20
構造用製材	針葉樹の構造用製材の JAS	甲種 3級	すぎ	筋かい、たるき、根太	

（日本住宅・木材技術センター「構造計算概要書の記載事例（木造軸組構法）」）

ほかにも、構造計算概要書には木材の基準強度と許容応力度についても記載し、建築基準法令の規定に適合しているか審査を受けます。

材料	材料規格・樹種等	基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				備考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	
構造用集成材	E120-F330 おうしゅうあかまつ	25.2	32.4	3.0	6.0	基準強度の1.1/3 ただし、積雪時の構造計算をするに当たってはこれに1.3を乗じて得た数値とする。	基準強度の2/3 ただし、積雪時の構造計算をするに当たってはこれに0.8を乗じて得た数値とする。							対称異等級
構造用製材	E105-F345 おうしゅうあかまつ	27.6	34.2	3.0	6.0									同一等級ひき板4以上
構造用製材	E90 ひのき	24.6	30.6	2.1	7.8									
構造用製材	E110 べいまつ	24.6	30.6	2.4	9.0									
構造用製材	甲種 3級 すぎ	18.0	22.2	1.8	6.0									

（日本住宅・木材技術センター「構造計算概要書の記載事例（木造軸組構法）」）

木造二階建てには確認の特例があります

4号建築物には確認特例があり、「設計士が設計したもの」については大部分の図書の省略が可能となっています。そのため、上記の新たな図書は現在のところ、提出する必要がありません。ただし、この特例は見直しが検討されており、特例が廃止されれば新たな申請図書の提出が求められるようになります。

建築基準法第6条第1項では、用途や規模によって建築物を4つに分類し、それぞれ確認の手続きに関して規定しています。木造二階建てのいわゆる4号建築物が規定されているのも、この条項です。

1号建築物	床面積の合計が100㎡を超える特殊建築物
2号建築物	木造の建築物で三階建て以上、又は延べ面積が500㎡、高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの
3号建築物	木造以外で、二階建て以上、又は延べ面積が200㎡以上
4号建築物	木造二階建ての戸建て住宅

構造計算に必要な木材の数値

建築物の規模と構造計算

今回の法改正では、建物の規模に応じて適合すべき技術的基準が明確化されました。具体的には、建築物の規模により次の4区分に改正されました。

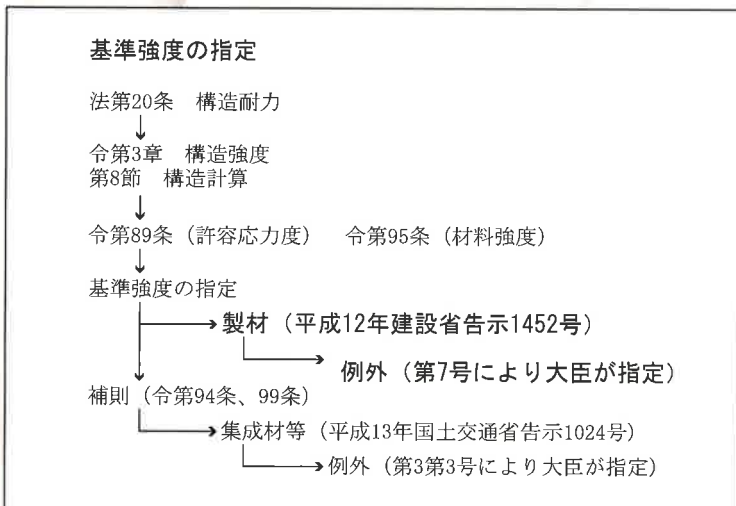
法第20条「構造耐力」

- 第一号 高さが60mを超える超高層建築物 →高度な構造計算を義務付け
- 第二号 高さが60m以下の大規模建築物 →高度な構造計算を義務付け
木造は高さ13m以上もしくは軒の高さが9m以上
- 第三号 高さが60m以下の中規模建築物 →簡易な構造計算を義務付け
木造は三階建て以上、又は延べ面積が500㎡を超えるもの
- 第四号 小規模建築物 →仕様規定を満たせば構造計算が不要
前三号に掲げる建築物以外の建築物。法第6条の4号建築物が該当する。

在来軸組工法の建築物は、建築基準法施行令第3章第3節（木造）の仕様規定を満たす必要があります。左記第四号の小規模建築物（木造二階建て）は、この仕様規定を満たして壁量計算という簡易な方法で安全を確認すれば、構造計算が不要になります（施行令第46条）。一定規模以上の建築物（三階建て以上、又は延べ面積が500㎡以上など）については、構造計算によって耐震性を確認しなければなりません。

構造計算で使われる木材の数値

構造計算の具体的な内容は施行令第3章（構造強度）の第8節（構造計算）で規定されており、計算に使用する数値については、同第89条（木材の許容応力度）と第95条（木材の材料強度）に定められています。これらの元となる基準強度については、平成12年建設省告示1452号（木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件）によって樹種ごとに定められています。集成材やLVLについては、施行令第94条および同第99条の補則に該当し、平成13年国土交通省告示1024号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）によって基準強度が定められています。



木造二階建てにも構造計算が利用できます

木造二階建ては、壁量計算によって安全を確認する方法が一般的ですが、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全であることが確かめられれば、壁量計算の規定を適用しなくてもいいとされています。それには、国土交通大臣が定めた基準に適合した構造材が必要となります。

「構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件」（昭和62年建設省告示1898号）

- 一 JAS規格の構造用集成材
- 二 JAS規格の化粧ばり構造用集成柱
- 三 JAS規格の構造用単板積層材
- 四 告示第1024号で基準強度を指定した集成材
- 五 国土交通大臣の認定を受け、かつ許容応力度及び材料強度の数値を指定した木質接着成形軸材又は木質複合軸材
- 六 JAS規格の針葉樹の構造用製材（含水率が15%以下、乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合は20%以下）
- 七 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材（含水率が15%以下、乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合は20%以下）

JAS規格材や国土交通大臣の強度指定を受けた乾燥材のみ利用できることがわかります。

基準強度

それぞれの木材に定められている基準強度とは、破壊するまで力をかけたときに出る最大の強度の数値。なかでも重要となるのが曲げ強度(Fb)で、F値として等級名に表されている。

Fc 圧縮

Ft 引っ張り

Fb 曲げ

Fs せん断

木材が破壊に耐える最大の強度として、基準強度が各樹種ごとに定められています。

構造計算に使われる基準強度については、平成12年建設省告示1452号(木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件)によって樹種ごとに定められています。この基準強度をもとに、許容応力度を算出します。

平成12年建設省告示1452号で基準強度が与えられている木材

- 一 JAS目視等級区分製材
- 二 JAS機械等級区分製材
- 三 JAS2×4目視等級材
- 四 JAS2×4たて継ぎ材
- 五 JAS2×4機械等級材
- 六 無等級材
- 七 前各号に掲げる木材以外で、建設大臣が指定したもの

カナダツガ JPS 1 規格の告示1452号での位置づけ

カナダツガは、上記7号の規定に基づいて、国土交通大臣が基準強度を指定しました。そのため、基準強度の数値は大臣指定書の中に記載されています。この指定書は、国土交通省住宅局建築指導課長から、建築確認を行う特定行政庁や指定確認検査機関、関係機関に配布されています。

格付規格	樹種	記号	等級	基準強度 N/mm ²			
				Fc	Ft	Fb	Fs
CFLA JPS 1	ウェスタンヘムロック、アマビリスファー	Hem-Fir (N)	E120	19.2	14.7	25.2	2.1
			E120-F330	26.4	19.8	33.0	2.1

通称：カナダツガ

「指定書」(平成18年国住指第1162-1号)

告示1452号等の規格製材の抜粋比較

樹種	規格	等級	基準強度 N/mm ²			
			Fc	Ft	Fb	Fs
カナダツガHemFir (N)	JPS 1	E120	19.2	14.7	25.2	2.1
	JPS 1	E120-F330	26.4	19.8	33.0	2.1
べいまつ	製材のJAS	甲種2級	18.0	13.8	22.8	2.4
ひのき	製材のJAS	甲種2級	27.0	20.4	34.2	2.1
	製材のJAS	乙種2級	27.0	16.2	27.0	2.1
べいつが	製材のJAS	甲種2級	21.0	15.6	26.4	2.1
すぎ	製材のJAS	甲種2級	20.4	15.6	25.8	1.8
	製材のJAS	乙種2級	20.4	12.6	20.4	1.8
ホワイトウッド集成(柱用)	集成材のJAS	E85-F300	25.8	22.8	31.2	3.0

カナダの格付規格「CFLA JPS1」による格付製材に対して国土交通大臣が強度指定

基準強度指定の根拠となる格付規格は、国家規格であることが求められています(平成14年10月11日国土交通省住宅局建築指導課国際基準調査官事務連絡)。

カナダツガE120は、カナダの格付規格である「JPS1」によって格付けが行われています。このJPS1(Japanese Product Standard 1)とは、CFPA(Coast Forest Products Association)によって運営される規格作成組織のCFLA(Coast Forest & Lumber Association)が策定した、文字通り、日本の木造軸組建築に合わせた規格です。カナダ製材規格認証機構(CLSAB)が認定した、カナダの国家規格となっています。このJPS1に基づいて格付けされた製材について、国土交通大臣が基準強度を指定しました。

無等級材の強度

木材の基準強度について定めた平成12年建設省告示1452号には、JASによって格付けされていない木材、いわゆる無等級材についても基準強度が指定されています。

しかし、同じ樹種だけでなく、異なる樹種までひとくくりにして単一の基準強度が与えられているというのは、いさか乱暴な印象がぬぐえないでしょう。

JASでは、製材を甲種(梁など曲げ性能を重視する用途)と乙種(柱など圧縮性能を重視する用途)とに、さらにその中でも1級から3級までに細かく分類しています。

木材は天然素材であり、個体によって品質のばらつきがあります。JASやJPS1のような格付によって選別された製材は、このばらつきを少なくし、より安心して使うことができるのです。

ヤング係数

曲げヤング係数、曲げ弾性係数 (E)
木材のたわみにくさを表す数値。

めりこみ強度

めりこみ強度 (Fcv)
木材の繊維と直行方向に部分的に圧縮が加わる力のこと。

曲げヤング係数（曲げ弾性係数）とは、木材のたわみにくさを表した数値です。

平成12年建設省告示第1459号によって横架材のたわみ制限が規定され、住宅性能表示制度の構造安全性に係る検証方法では、スパン表などによって横架材のたわみを確認することが求められています。横架材のたわみを確認するには曲げヤング係数の数値が不可欠ですが、現在の法令や告示では規定されていません。

そのため、たわみの計算には通常、「木質構造設計規準・同解説—許容応力度・許容耐力設計法—」（日本建築学会）や「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」（日本住宅・木材技術センター）などに記載されている弾性係数を用いるのが一般的です。

カナダツガは、基準強度指定申請のために行われた実大実験の結果から、通常のべいつがより弾性係数が高いことが確かめられていました。そこで、この試験結果について日本住宅・木材技術センターが委員会を設置して検討し、通常のべいつがに比べて高い基準弾性係数12.0kN/mm²（べいつがは8.0kN/mm²）の使用が適切と評価されました。

めり込み強度は、木材の繊維と直行方向に部分的に圧縮が加わる力のことで、土台等の計算に用いられます。平成13年国土交通省告示1024号に規定されていますが、「木質構造設計規準・同解説」に記載されている数値の参照をお勧めいたします。

この基準強度については、告示などの数値と異なりますが、出典根拠を明らかにすることでこの数値を使用することができます。ただし、材端、材中間部の使い分けを行う必要があります。

平成13年国土交通省告示第1024号 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

樹種		基準弾強度 (N/mm ²)
針葉樹	つが、べいつが、もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、すぎ、べいすぎ及びスブルース	6.0

木質構造設計規準・同解説（日本建築学会）

樹種			基準弾強度 (N/mm ²)		
			部分圧縮(めりこみ)		(ハ) 全面圧縮
		(イ) 材中間部	(ロ) 材端		
針葉樹	Ⅲ類	あかまつ、くろまつ、からまつ、つが、べいつが	7.8	6.2	2.4

現在は規格等級材ごとの基準強度の規定がないため、カナダツガという樹種項目がありません。このため樹種の大きなくくりとして「つが、べいつが」という項目から選ぶことになります。

基準弾性係数 (N/mm ²)		
Eo	Eo.05	Go
12,000	8,000	800
12,000	8,000	800

（平成16年度カナダ産ツガ構造用製材の性能評価検討事業報告書）

基準弾性係数	
木質構造設計規準 Eo	許容応力度設計 E (住木センター)
12,000	
12,000	
12,000	9,800
11,000	8,820
11,000	8,820
9,500	7,840
7,000	6,860
7,000	6,860
8,500	

めり込み強度 Fcv (N/mm ²)
7.8
7.8
9.0
7.8
7.8
6.0
6.0
6.0
6.0

無節や特等は構造用の等級ではない

上小節や無節といった基準は、造作用を意識したものであり、あくまで製材の美観について定めたものです。強度を表す等級ではありません。構造用製材の場合、節の大きさや割れは強度のために規定されているのです。

また、一般的に使われる特一等や一等といった言葉は慣習的に用いられており、JASには規定されていません。

製材の日本農林規格

造作用製材
製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、敷居、鴨居、壁その他の建築物の造作に使用することを主な目的とするものをいう。

構造用製材
製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするものをいう。
※ 構造用製材の材面の美観については、造作用製材の基準が適用できます。

信頼性が高く、建築基準法令に対応した等級材 「カナダツガE120・E120-F330」

カナダ産に限定したカナダツガ

カナダツガは、カナダ西部の太平洋沿岸に生育するウェスタン・ヘムロックとアマビリス・ファーの両樹種からなる樹種群の名称で、北米ではHem-Fir(N)と呼ばれています。アメリカのHem-Firとは産地と構成樹種が異なる樹種群として明確に区別され、基準強度も別々に規定されています。日本における「べいつが」は、Hem-FirとHem-Fir(N)を含んだ、広い意味での北米産ツガとして捉えられています。

北米での定義

	カナダ産ツガ	アメリカ産ツガ
樹種区分	Hem-Fir (N)	Hem-Fir
樹種	Amabilis Fir Western Hemlock	California Red Fir Grand Fir Noble Fir Pacific Silver Fir Western Hemlock White Fir

選別された上級材のカナダツガE120・E120-F330

カナダツガE120は、樹種をカナダのHem-Fir(N)に限定し、さらにCFLA JPS1のグレーディングルールによって格付けした等級材です。べいつがから選別された上級材としての位置づけとなり、基準強度や曲げヤング係数でより高い数値が認められています。

べいつが製材とカナダツガ製材の種類

【Hem-Fir(N)をJPS1で格付け】

カナダツガE120 → 高い曲げヤング率の高性能製材

カナダツガE120-F330 → E120の上級材で、乾燥材のみ。基準強度が高い。

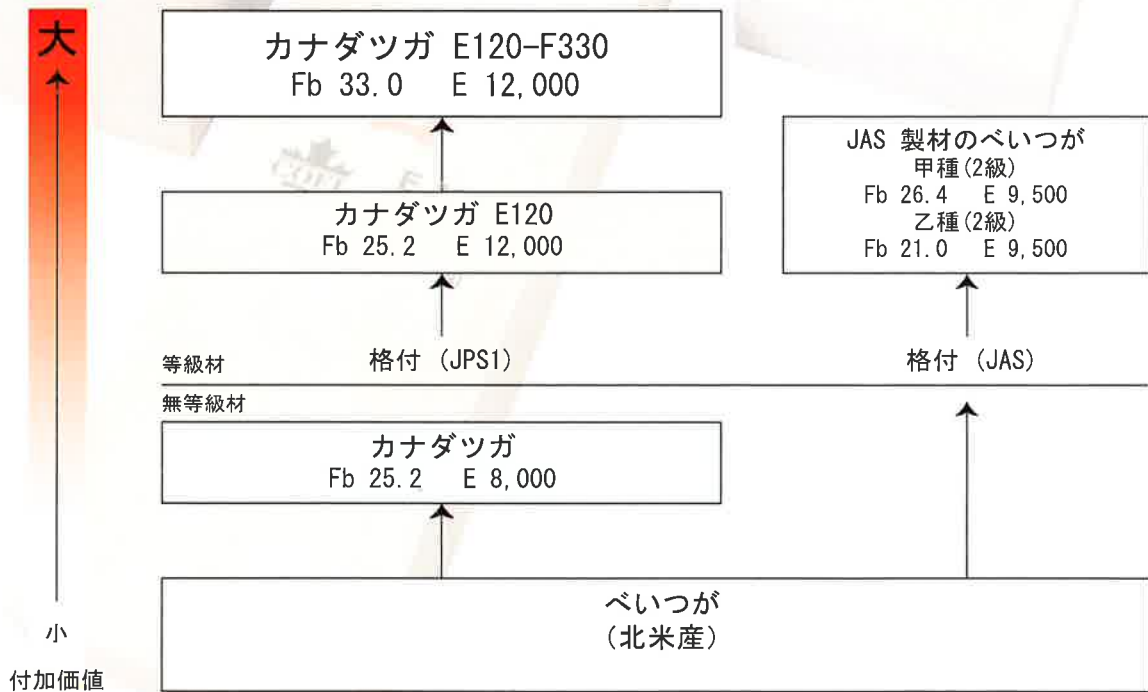
【べいつがをJASで格付け】

べいつがJAS製材（甲種、乙種）

【無等級材】

べいつが無等級材

カナダツガ無等級材 → 基準強度はべいつが無等級材と同等の扱い



上級材の性能を引き出す樹種指定を

べいつがという言葉は広い意味を含みますので、安易な説明では無等級材やJAS製材のべいつがと誤解される可能性があります。カナダツガは等級材のなかでは流通量が多く入手が容易ですが、指定を間違えると使用できなくなります。法改正によって確認申請後の図書の修正が困難になりましたので、使用構造材料一覧表に記載する樹種を選択は、いっそう重要になります。等級材のカナダツガを確実に使用するため、名称と等級を正しく伝えてください。

カナダツガをお選びください

建築基準法令の改正に対応し、安心して使うことができる製材です。

- ・ 他樹種に比べて流通量が多く入手が容易な等級材です
- ・ 構造計算で必要とする数値と資料が揃っています
- ・ 1本ごとに等級スタンプが押されており、現場検査への対応が容易です
- ・ 構造計算において高い数値が使え、設計の自由度が増します
- ・ 強度や釘の保持力など、高い基本性能を誇る製材です
- ・ 軸組材以外の二次部材（たるきや根太など）の等級材も流通しています

カナダツガ採用の手順

1. 使用部位と材のサイズを検討

カナダツガは、「E120」（グリーン材、KD材）と「E120-F330」（KD材のみ）の2種類の等級が選択できます。各用途別の普及サイズは右記の表を参考にしてください。小角（母屋、桁、柱、大引、土台用）と割物（たるき、根太、筋かい、半柱）があります。まずはこのサイズの利用を考えれば、コスト的にも優位です。

特殊サイズや造作材、構造用集成材については、カナダツガ・パートナー協会にお問い合わせください。等級材E120ではありませんが、小割材や内装用の造作材も比較的入手しやすくなっています。

カナダツガ (Hem-fir (N)) の主な部材サイズ表 (単位 mm)

カナダツガ E120-F330 (KD材)			
名称・主な用途	幅	高さ	長さ
◎小角	105	105	3,000 4,000 (3,600)
用途：母屋、桁、柱、大引、防腐土台	120	120	
カナダツガ E120 (グリーン材・KD材)			
名称・主な用途	幅	高さ	長さ
◎小角	90	90	3,000 4,000 (3,600)
用途：母屋、桁、柱、大引、防腐土台	105	105	
	120	120	
	45	45	
◎割物 用途：根太、筋かい、垂木、間柱など	45	60	
	45	90	
	45	105	
	45	(120)	

2. 取り扱い企業リストをホームページより入手

地域によって使われる木材の種類は異なるため、入手しにくい場合もあります。カナダツガには取扱店のリストが整備されており、ホームページから調べることができます。お近くの取扱店を選び出し、「参考問い合わせ先」として発注書に列挙しておけば、発注を受けた工務店はスムーズな問い合わせが可能となります。取扱企業をあらかじめ把握しておけば、サイズや納期など詳しく打ち合わせすることもできます。

URL <http://www.canadatsuga.or.jp>

カナダツガホームページにある、取扱店リストというところをクリックし、地図から比較的近い地域のリストを参考にしてください。現在、掲載御希望の企業の登録募集しております。カナダツガ・パートナー協会に御依頼ください。

3. 設計図書にカナダツガと表記する

設計図書には「カナダツガ」、もしくは「カナダツガ E120」「カナダツガ E120-F330」と明確に表示してください。広義ではべいつがにくることができ、指定をしないとカナダツガの特徴である高い基準強度やヤング係数を設計に生かすことができなくなります。

改正建築基準法で提出が求められるようになった使用構造材料一覧表には、樹種名（カナダツガ）、等級名（E120、E120-F330）、基準強度を明記します。構造計算を伴う木造建築物の確認申請では、大臣指定書のコピーを申請図書に添付してください。

木材仕様書には『「又は」書き』による記載が有効です

見積り段階の材料選定で、木材指定リストに「又は」にてカナダツガと他樹種を指定すれば、木材の調達可能な品目範囲が拡大され、安定供給やコストコントロールがしやすくなります。集成材との併記も有効です。

- 1) 土台： サイズ：90x90 (2x4工法), 105x105, 120x120 について
 - ① ベイマツKD土台 **又は** カナダツガ E120KD 土台
 - ② 赤松集成土台, からまつ集成土台 **又は** カナダツガ E120KD 土台
- 2) 柱： サイズ：105x105, 120x120 について (ただし、通し柱は別途規定)
 - ① ベイマツ **又は** カナダツガ E120
 - ② ベイマツKD **又は** カナダツガ E120KD
 - ③ ホワイトウッド集成, 赤松集成 **又は** カナダツガ E120-F330 (KD)
- 3) 大引き、もや、けた： サイズ：90x90, 105x105, 120x120 について
 - ① ベイマツ **又は** カナダツガ E120
 - ② ベイマツKD **又は** カナダツガ E120KD
 - ③ ホワイトウッド集成, 赤松集成 **又は** カナダツガ E120-F330 (KD)
- 4) 根太、たるき： サイズ：105x45, 90x45, 60x45, 45x45 について
 - ① ベイマツ **又は** カナダツガ E120
 - ② ベイマツKD **又は** カナダツガ E120KD
 - ③ ホワイトウッド, 赤松 **又は** カナダツガ E120KD
 - ④ LVL **又は** カナダツガ E120KD, カナダツガ E120-F330 (KD)
- 5) すじかい： サイズ：105x45, 90x45 について
 - ① ベイマツ **又は** カナダツガ E120
 - ② ベイマツKD, ホワイトウッド, 赤松 **又は** カナダツガ E120KD, カナダツガ E120-F330 (KD)
- 6) 根太レス工法の合板受け (特に効果的なコストダウンが狙いです)

サイズ：90x90, 105x105, 120x120 について

 - ① ベイマツKD **又は** カナダツガ E120KD, カナダツガ E120-F330 (KD)
 - ② ホワイトウッド集成, 赤松集成 **又は** カナダツガ E120KD, カナダツガ E120-F330 (KD)

カナダツガ・パートナー協会は 貴社の営業を応援します

カナダツガ・パートナー協会では、改正建築基準法に対応する各種データや資料をすぐに提供できる体制を整え、貴社の営業を応援いたします。カナダツガ取扱店への登録により貴社の窓口をご案内したり、営業担当者の研修に関するご相談も承っております。どうぞお気軽にご相談ください。

1. 社内研修のご提案

今後予定されている4号特例の見直しによる、使用構造材料一覧表など申請図書記載への問い合わせに対応できる体制を整える必要があります。特に営業担当者の教育は急務となります。貴社内ミーティング、昼時間でのカナダツガ・ミニ・セミナーを御提案いたします。

主題： 改正建築基準法対応—確認申請時の木材仕様の記載と今

- 1) 改正建築士法での木材材料の記載
- 2) 内容と記載事例
- 3) 木材の規格基準
- 4) 事例：カナダツガE120



2 カナダツガ取扱店の募集

カナダツガを取り扱う「カナダツガ取扱店」を募集しております。登録していただきましたら、カナダツガ・パートナー協会のホームページ上にある取扱店リストに掲載いたします。カナダツガに関する情報を提供し、質問に答えられる体制が整った取扱企業として、工務店や設計士との関係が密になります。協会までご相談ください。

カナダツガの情報が盛り込まれた資料をご請求ください

下記資料案内を御参考にFAXにて資料をご請求ください。

資料ラインナップ

	カナダ西海岸地域で育つ木造建築に最適な 高強度天然無垢材 新たに制定されたカナダツガE120-F330		「平成16年度」カナダ産ツガ構造用製材の 性能評価検討事業報告書
_____部	_____部	_____部	_____部
	枠組壁工法の構造設計—スパン表		「国土交通大臣指定書」写し
_____部	_____部	_____部	_____部
貴社名			
部署・役職	_____	ご氏名	_____
ご住所	〒 _____		
TEL	_____	E-mail	_____
FAX	_____	ホームページ	_____

CANADA TSUGA
E120 & E120-F330

カナダツガ・パートナー協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-27 巴町アネックス2号館9階

TEL : 03-5401-0536 FAX : 03-5401-0538

今後のイベントスケジュールは下記URLをご参照下さい

<http://www.canadatsuga.or.jp>



■ メンバー社 ■



このパンフレットに収録されている情報の一切には、正確を期すために細心の注意が払われていますが、本パンフレット中このいかなる誤謬、欠陥あるいはこれに基づく設計ないし仕事上の不都合に対して、いかなる責任も負うものではありません。